

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月19日
【会社名】	株式会社インターアクション
【英訳名】	INTER ACTION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木地 英雄
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地
【電話番号】	(045)788-8373
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中瀧 明男
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地
【電話番号】	(045)788-8373
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中瀧 明男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,780,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 608,780,000円
	(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき、金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	20,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,780,000円
発行価額	1個につき139円(本新株予約権の目的である株式1株当たり139円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年11月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社インターアクション 経営管理部 経営管理課
払込期日	平成24年11月5日
割当日	平成24年11月5日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店

- (注) 1. 株式会社インターアクション第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成24年10月19日(金)開催の取締役会において決議されました。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生直後に、本新株予約権の割当先との間で新株予約権総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社インターアクション 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない発行会社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする)。但し、下記第2項及び第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、30,300円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{割当株式数} + \text{既発行株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)の に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所が開設する東証マザーズ市場(その業務を承継する金融商品取引所を含む、以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。(「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。)</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割られる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>608,780,000円(新株予約権の目的である株式1株あたりにつき30,439円)</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄2項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項によって調整が行われることがある。</p>

	<p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年11月6日から平成26年11月5日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地 株式会社インターアクション 経営管理部 経営管理課</p> <p>2. 取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>

	<p>3. 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して15,150円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。)を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日あたりの平均の売買出来高が平成24年10月19日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均の売買出来高(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄(2)項乃至(4)項により割当て株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。)の50%を下回る出来高となった場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり139円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に生じる。

2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
608,780,000	23,000,000	585,780,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(2,780,000円)に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(606,000,000円)を合算した金額です。

2. 発行諸費用の概算額の内訳

本新株予約権に係る設計評価料1百万円、フィナンシャルアドバイザー報酬最大1,521万円(本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により、当社へ割当先のマッコーリー・バンク・リミテッドから入金された金額に2.5%を乗じて計算した金額をアドバイザー費用として、その都度、支払うこととなっております。)、弁護士報酬等3百万円

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
太陽光発電事業の設備投資資金	300百万円	平成24年11月～平成25年5月
	285百万円	平成25年6月～平成26年10月

(注) 1. 調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定です。

太陽光発電事業の設備投資資金

当社グループ(当社並びにそれぞれ当社子会社である株式会社B I J、西安朝陽光伏科技有限公司、おひさま農場株式会社及びInter Action Solomon Islands Limited)は、過去の業績から判断し、半導体検査装置事業の収益が落ち込んだ際の赤字額を吸収するために、太陽光発電設備の設置容量を平成25年5月までに2メガワット(年間売上高1億円規模、当期純利益増加額約300百万円)、平成26年10月までに4メガワット(年間売上高2億円規模、当期純利益増加額約600百万円)まで拡大することを目標といたします。このために必要な設備投資資金は、市場価格ベースで約30万円/キロワットを想定しており、2メガワットで30万円×2,000キロワット=約6億円、4メガワットで30万円×4,000キロワット=約12億円と予想しております。設備投資資金の調達方法としては、自己資金、借入金及び本新株予約権の行使により調達する資金を予定しております。本新株予約権の割当予定先の行使により調達する資金の支出予定時期としては、平成24年11月から平成25年5月までに300百万円、平成25年6月から平成26年10月までに285百万円を予定しております。

なお、当社グループでは、太陽光発電設備を、性能及び品質を維持したまま、規模の拡大により、太陽電池モジュールの仕入価格や設置費用のコストダウンを図ることにより、市場平均価格である1キロワット当たり30万円より安値で調達し、プロジェクトの採算性を改善することを目指してまいります。これによって当初想定した支出金額の減少が見込まれる場合には、目標として掲げた太陽光発電設備の設置容量を拡大いたします。

なお、行使払込が予定通り行われないときは、借入金の増額など他の資金調達策を検討し、必要な資金の確保に努めるとともに、目標として掲げた太陽光発電設備の設置容量の拡大スケジュールを見直すことといたします。

本新株予約権発行により調達する差引手取概算額は、上記のとおり充当することを予定しておりますが、本新株予約権行使による払込は、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により決定されます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

1. マッコリー・バンク・リミテッド

a. 割当予定先の概要	
名称	マッコリー・バンク・リミテッド
本店の所在地	Level 2,1 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	7,278百万豪ドル（624,962百万円） 換算レートは1豪ドル85.87円です。（平成23年3月31日現在）
主な事業内容	商業銀行
主たる出資者及び出資比率	マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド 100% （英文字：Macquarie B.H. Pty Ltd,）
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本新株予約権発行の目的及び理由

本新株予約権の発行は、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展のための資金を調達することを目的としております。ソーラーファーム事業とは、遊休地などに太陽光発電設備を設置し、売電による収益の獲得を図る太陽光発電事業を指しております。

当社グループは、平成23年4月、ソーラーファーム事業の開始を決定し、平成23年6月、そのための運営会社としておひさま農場株式会社を設立いたしました。おひさま農場株式会社では、遊休地を活用し、中規模の太陽光発電設備を設置することで、安定した売電収益の獲得を図るという事業の確立を目指し、平成23年6月以降、山梨、静岡、愛媛、鹿児島に主として22.8KWシステムの設置を進め、平成24年9月時点での延べ設置容量は117KWとなりました。

この間、平成24年7月から施行された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとでは、根拠法となる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」附則第7条で、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、経済産業大臣が調達価格を定めるに当たり、当初3年間は事業者の利潤に特に配慮するとの方針が定められたことから、10KW以上の太陽光発電設備を設置する事業者にとっても利潤に特に配慮された買取価格（平成25年3月までは1キロワット時当たり税抜き40円（税込み42円））が設定された経緯もあり、再生可能エネルギー源としての太陽光発電事業への関心が大きな高まりを見せており、大規模な太陽光発電設備の設置を進める事業者が大幅に増加しております。これに対して、他国の買取価格につきましては常に変動しておりますが、およそ日本の半額程度となっております。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとでは、いったん電力会社と契約された買取価格は20年間という長い買取期間にわたって固定されることから、売電収入は長い買取期間にわたって安定した収益となることが期待されています。当社グループの主たる事業である半導体検査装置事業の業績は、半導体メーカーの設備投資動向に大きく左右されますが、これに対して、太陽光発電事業は、立地条件や自然条件には左右されるものの、年間を通した全体の発電量見込みは概ね予想できる範囲に収まるものであり、いったん電力会社への売電が開始した後は、安定収益が見込めるという性質があります。よって、当社グループにとって、太陽光発電事業の発展は、半導体検査装置事業の業績変動の激しさを和らげ、グループ全体の業績変動リスクを低下させるものであると考えております。

こうした情勢及び分析も踏まえ、今後当社グループとしては、ソーラーファーム事業の実証実験フェーズから収益貢献フェーズへ移行を早め、また、中規模に加え、メガソーラーを含めたより大規模な太陽光発電設備への展開を図ることを目指してまいります。太陽光発電設備の設置容量については、平成25年5月までに合計2メガワット（年間売上高1億円規模、当期純利益増加額約30百万円）、平成26年10月までに合計4メガワット（年間売上高2億円規模、当期純利益増

加額約60百万円)までの拡大を図ることを目標といたします。このためには、平成26年10月まで約12億円の設備投資資金を確保しなければならないものと見込んでおります。

しかしながら、当社グループの現状見込まれる手許資金および借入金のみではこうした設備投資資金の全てをまかなうことは困難であり、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展のための自己資金を調達するため、当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達策を検討した結果、それらのうちの最適な選択肢となる資金調達策として、このたびの新株予約権の発行を決議させていただくものであります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが相当であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容です。

その他の資金調達方法の検討について

前記「(1) 本新株予約権発行の目的及び理由」で述べた必要資金の調達について、当社は、全額を主として銀行借入を中心としたデットファイナンスに拠るべく複数の金融機関に打診しましたが、当社の現在の業績及び財政状況では、設備投資資金の一部については借入が可能であるものの、それに対応する一定割合の自己資金を担保提供として求められるなど、全額を借入金で調達することについては、金融機関からの合意は得られませんでした。

また、借入金での調達は金利負担による利益率の低下を招くことも考慮し、設備投資資金の一部についてはエクイティによる調達を検討するに至りました。

この点公募増資については、当社グループの業績が5期にわたる当期純損失の計上のあと前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりであり、現状では引受先が集まらないリスクが高いと判断せざるを得ませんでした。結果として、第三者割当方式による資金調達を選択いたしました。

資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)

上述した通り、当社グループの業績は5期にわたって当期純損失を計上したあと前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりであり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることは困難であると判断したため、結果として、割当予定先が一定の行使期間の間にその判断により株式の取得時期及び取得数量を選択することができるため、一時に多数の株式をまとめて取得する第三者割当による新株発行よりも割当予定先にとって株価変動に伴う投資損失のリスクの低い新株予約権を発行することによる資金調達を行うことといたしました。

(3) 本スキームの特徴について

本新株予約権のスキームは、具体的には次のような特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。すなわち、発行当初から行使価額は30,300円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき1株、合計20,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。

但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

取得条項

本新株予約権には、

- a. 「当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。」旨の取得条項が付されております。
この取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、この取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となるため、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。
- b. 「当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり139円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。」旨の取得条項が付されております。
- c. また、「本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して15,150円(但し、「1[新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)]」の(2)[新株予約権の内容等]の新株予約権の行使時の払込金額の3.行使価額の調整」により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。)を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日1取引日あたりの平均売買出来高が平成24年10月19日に先立つ10連続取引日の1取引日あたりの平均の売買出来高(但し、「1[新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)]」の(2)[新株予約権の内容等]の新株予約権の目的となる株式の数の第2号乃至第4号」により割当て株式数が調整される場合には、当該割当て株式数の調整に応じて調整されるものとする。)の50%を下回る出来高となった場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して20取引日目の日において、本新株予約権1個あたり139円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。」旨の取得条項が付されています。

譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

株券貸借に関する契約

当社の特別利害関係者(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条1項第31号イに定義される)と割当予定先との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

また、割当予定先は、本新株予約権の行使を前提とした空売りを行うことはありません。

(4) 割当先を選定した理由

「(1) 本新株予約権発行の目的及び理由」に記載しました通り、当社グループは、事業者の利潤に特に配慮された買取価格及び買取期間が設定された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとで、ソーラーファーム事業の実証実験フェーズから収益貢献フェーズへ移行を早め、また、中規模に加え、メガソーラーを含めたより大規模な太陽光発電設備への展開を図ることを目指しております。太陽光発電設備の設置容量については、平成25年5月までに合計2メガワット（年間売上高1億円規模、当期純利益増加額約30百万円）、平成26年10月までに合計4メガワット（年間売上高2億円規模、当期純利益増加額約60百万円）までの拡大を図ることを目標としております。このためには、平成26年10月まで約12億円の設備投資資金を確保しなければならないものと見込んでおります。

しかしながら、当社グループの現状見込まれる手許資金および借入金のみではこうした設備投資資金の全てをまかなうことは困難であり、当社グループが行うソーラーファーム事業の発展を図るためには、新たな資金の調達が必要となっております。

そのような状況下で平成24年7月下旬より、必要資金の調達方法に関する検討を行う過程において、以前より、当社のアドバイザーとして適切にアドバイスをして頂いていたMKトラスト株式会社の担当者より平成23年9月9日に当社が自己取得した第5回新株予約権の内40個を譲渡した実績もあるマッコリー・バンク・リミテッドの担当者を紹介して頂き、協議を進めてまいりました。その結果、マッコリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達の支援につきマッコリー・バンク・リミテッドとの協議・交渉を行うこととなりました。なお、MKトラスト株式会社とは本新株予約権についてのアドバイザー契約を締結しております。

資金調達に関しては、種々の会社からご提案を頂いておりましたが、その内でマッコリー・バンク・リミテッドからの提案を選択した理由は、当社の半導体検査装置事業の売上がスマートフォン向けに拡大していることや太陽光発電事業の成長性を評価して頂いており、マッコリー・バンク・リミテッドから提示された条件（取得条項付きであり、例えば当社株価が大幅に上昇した場合には当社の意向により取得・消却を行い改めて他の有利な資金調達方法を実行すること等も可能であること、又、同社が、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米における、ネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定する事が、当社にも株主の皆様にとって有利であると判断いたしました。

d. 割当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数 20,000株（20,000個）

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

第三者割当契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であり、また、譲渡が行われた場合、譲受人は第三者割当て契約書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政状態について2010年から2012年のアニュアルレポート（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に関し、支障がないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドの株式を100%所有するマッコリー・B.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコリーグループ・リミテッドは、マッコリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。又、マッコリーグループは、金融サービス機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、マッコリー・バンク・リミテッドのアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッド及びその役員並びに主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結が予定される第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、所在地：東京都千代田区）による評価書（本新株予約権1個につき139,215円）を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を139円といたしました。

第三者評価機関による算定結果は当社株式の算定基準日（平成24年10月19日）における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値（30,300円）、本新株予約権の行使価額（1株当たり金30,300円）、権利行使期間（2年間）、当社株式の過去2年間の日次売買高の中央値（約1,187株）、株価変動率（114.73%）、無リスク利率（0.100%）、配当利回り（1.65%）、割当予定先の行動及び当社が本新株予約権を取得する条件等を前提として算出しております。割当予定先の行動については、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの行動については、当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日約119株（過去2年間の日次売買高の中央値の約10%）売却することを前提としております。本新株予約権の発行要項に定められた取得条項のうち、当社が本新株予約権を取得する条件としては、割当日以降、東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額の200%相当額以上になった場合、20取引日前までに事前通知することにより、本新株予約権の割当予定先の保有する本新株予約権の全部を発行価額相当額で取得することを前提としております。これは、当社の状況や当社株価推移等を勘案の上、市場からの評価が上昇したことにより、当社株価が本新株予約権の行使価額である30,300円の200%の価格である60,600円以上となった場合には、より高い行使価額で改めて新株予約権を発行するなどより有利な条件での資金調達ができる状態になると現時点において判断しているためであり、この条件設定は妥当であると考えております。

また、本新株予約権の発行要項に定められた取得条項のうち、当社が割当予定先の請求により本新株予約権を取得する条件としては、取得条項に定められた条件が満たされた場合、すなわち、本新株予約権の発行後、当社株式の普通取引の終値が20取引日連続して15,150円を下回った場合、又は当社株式の10連続取引日の平均売買高が本新株予約権の公表日（平成24年10月19日）に先立つ10連続取引日の平均売買高（624株）の50%を下回る出来高となった場合には、割当予定先は当社に対して本新株予約権の全部の取得を請求するものと仮定しております。取得条項においては、条件が満たされた場合割当予定先は任意に全部又は一部の取得を請求することができるものとされておりますが、算定上は条件が満たされた場合には必ず全部の取得を請求するものと仮定しております。この仮定は割当予定先が価値最大化原理に基き行動するとの想定に沿ったものであり、この条件設定は妥当であると考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行を決議した取締役会（以下、「本件取締役会」という）の決議日（平成24年10月19日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値30,300円を参考として、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議を行なった結果、ディスカウント率0%とし1株30,300円に決定いたしました。

なお、本件取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役3名）全員が、本新株予約権の行使価額は当社株式の市場価格を基に定められてそのディスカウント率が0%であり、第三者評価機関による本新株予約権の評価もこれを前提としていること、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の評価額の円未満を切り捨てた額と同額であること、第三者評価機関により本新株予約権の評価に際して用いられたモンテカルロ・シミュレーションは新株予約権の評価において一般的に用いられている方法であること、及び第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は新株予約権の評価を多数手がけており新株予約権の価値の算定において定評を有することから、本新株予約権の発行価額ならびに行使価額について割当先に特に有利でないことに係る適法性に関して、算定根拠に合理性が認められ、会社法第238条3項2号に定める特に有利な金額に該当しないと考える旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は20,000株ですが、これは、平成24年5月31日時点の株主名簿を基に、平成24年10月19日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものの内容を反映した平成24年10月19日現在の当社発行済株式総数80,521株の24.84%（平成24年10月19日現在の当社議決権個数80,505個の24.84%）に相当するため、これによって既存株主の皆様の株式持分比率および議決権比率、ならびに1株当たり純資産額および1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保し、かつ今後も継続的に収益を計上していく企業となるためには、当該資金調達が必要となっております。

既述の通り、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の希薄化を出来る限り抑制することが可能となっております。更に、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合には、その時点で残存する新株予約権を取得することができ、この点でも、希薄化を出来る限り抑制する余地を残しております。

本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり30,300円であり、1株当たりの払込金額139円との合計で、資本金及び資本準備金に計上される1株当たりの金額30,439円は、平成24年5月期末時点の1株当たり純資産額13,733.91円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

過去5期にわたって当期純損失を計上し前期においてようやく当期純利益の計上に至ったばかりの当社グループにとって、今後の事業運営には依然として多くの不確実性が存在しており、半導体メーカーの設備投資動向に大きく左右される半導体検査装置事業に依存する企業体質から脱却し、いったん電力会社への売電が開始した後は長期に渡って安定収益が見込めるソーラーファーム事業の確立を図ることによって、1株当たり当期純利益の改善を下支えすることが重要であると考えております。前述のとおり、当社グループが太陽光発電設備の設置容量を拡大できた場合には、年間を通した当期純利益の増加額は、2メガワットで約30百万円、4メガワットで約60百万円を見込んでおります。本新株予約権が全て行使された場合の自己株式を除く発行済株式総数を100,505株とすると、1株当たり当期純利益を2メガワットの場合で約298.49円、4メガワットの場合で約596.99円増加させることとなります。また、これらの当期純利益の増加は、いったん電力会社への売電が開始した後は、長い期間にわたって安定的な収益となることが期待できるものであります。

したがいまして、当社といたしましては、本新株予約権の発行が、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を必ずしも毀損するものではないと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	割当前の所有株式数（株）	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（％）
マッコーリー・バンク・リミテッド	-	-	20,000	19.90
木地 英雄	5,566	6.91	5,566	5.54
栗村 昌昭	2,479	3.08	2,479	2.47
日本証券金融株式会社	2,290	2.84	2,290	2.28
ドイツ証券株式会社	1,012	1.26	1,012	1.01
唐木田 武	630	0.78	630	0.63
カブドットコム証券株式会社	540	0.67	540	0.54
蓮見 正純	500	0.62	500	0.50
株式会社横浜銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	500	0.62	500	0.50
メリルリンチ日本証券株式会社	495	0.61	495	0.49
笹原 一徹	481	0.60	481	0.48

（注）1．新株予約権発行前の大株主構成は平成24年5月31日時点の株主名簿を基に、平成24年10月19日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものの内容を反映し作成しております。

- 2．割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当社が保有する自己株式16株を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 3．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権行使に係る新株式発行後の当社株式（自己株式を除きます。）に係る議決権数（100,505個）に対する割合です。
- 4．本第三者割当の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年5月31日より平成24年10月19日までに大量保有報告書等により異動が確認できるもの以外に保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 5．割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を19.90%としておりますが、「1e．株券等の保有方針」に記載のとおり、同社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には19.90%に達しない見込みです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

（平成24年8月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成24年8月28日開催の当社第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本報告書を提出いたしました。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年8月28日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 役員賞与支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	19,095	197	0	（注）	可決（97.82%）
第2号議案	18,454	838	0	（注）	可決（94.53%）

（注） 議案は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

2 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書の記載内容について有価証券報告書の提出日以降本届出書提出日までの間において、次の事業等のリスクの追加がありました。その他の将来に関する事項について、本届出書提出日現在で変更はありません。将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

なお、当該事業等のリスクは、第8回新株予約権発行により生じ得る事象等を記載しております。

(1) 当社に内在するリスク要因

第8回新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

当社は、平成24年10月19日開催の取締役会において、当社グループが行うソーラーファーム事業のための資金を調達することを目的として、第三者割当による第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しました。

割当先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢であります。万一切当先の経営状況又は財産状況が悪化した場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。なお、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。上述のリスクのとおり、当社の資金需要に応じた行使が行われなかった場合は、以下のリスクがあります。

ソーラーファーム事業の発展が実現されないリスク

本新株予約権が行使されず、資金調達ができず、当社グループが目指すソーラーファーム事業の発展を予定通り行えなかった場合、当社の当連結会計年度以降の収益計画に影響する可能性があります。

その場合、当社は新たな借入先からの借入を行うなど資金調達策を変更し、またはソーラーファーム事業の展開スケジュールを見直すことといたします。

固定価格買取制度の買取価格の変更リスク

平成24年7月から施行された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のもとでは、再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、当初3年間は例外的に事業者の利潤に特に配慮するとの方針から、10KW以上の太陽光発電設備を設置する事業者にとっても利潤に特に配慮された買取価格（平成25年3月までは1キロワット時当たり税抜き40円（税込み42円））が設定されております。

しかしながら、買取価格については毎年見直しが行われるものとされており、当初3年間は例外的に事業者の利潤に特に配慮するとの方針はあるものの、平成25年4月以降の買取価格は未定となっております。

よって、今後決定される平成25年4月以降の買取価格次第では、当社グループが行うソーラーファーム事業の収益性が影響を受ける可能性があります。

株式価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は20,000株となります。これは本届出書提出日現在の発行済株式数80,521株に対し24.84%に相当し、1株当たりの株式価値の希薄化が起きます。

当社の企業運営における大株主の影響について

第8回新株予約権の割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッドにつきましては、純投資を目的とした引受けであります。

第8回新株予約権が全て行使された場合は、マッコーリー・バンク・リミテッドの持株比率は19.90%となります。これにより同社は当社の筆頭株主となり、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つこととなります。同社は純投資目的の金融投資家であることから、当社の経営及び運営に影響を与える可能性は高くないものと判断しておりますが、今後何らかの要因が生じた場合、当社の運営及び業績等に影響を与える可能性があります。

2. 最近の業績の概要

(連結)

決算期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
売上高(百万円)	503	627	1,471
営業利益(百万円)	362	79	397
経常利益(百万円)	386	100	406
当期純利益(百万円)	672	79	401
1株当たり当期純利益(円)	11,188.87	1,302.87	5,471.72
1株当たり配当金(円)			500
1株当たり純資産(円)	5,349.38	7,471.45	13,733.91

(単体)

決算期	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
売上高(百万円)	546	605	1,435
営業利益(百万円)	309	41	433
経常利益(百万円)	327	59	447
当期純利益(百万円)	986	72	412
1株当たり当期純利益(円)	16,416.67	1,186.28	5,629.55
1株当たり配当金(円)			500
1株当たり純資産(円)	5,552.52	7,766.69	14,164.86

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日	平成24年8月29日 関東財務局長に提出。
四半期報告書	事業年度 (第21期第1四半期)	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日	平成24年10月15日 関東財務局長に提出。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年10月15日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠 栄 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 田村 和己
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森本 晃一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターアクションの平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年6月1日から平成24年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 8月28日

株式会社 インターアクション

取締役会 御中

誠栄監査法人

代表社員 公認会計士 田村 和己
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森本 晃一
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターアクションの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成23年5月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成23年8月25日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インターアクションの平成24年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社インターアクションが平成24年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年8月28日

株式会社 インターアクション

取締役会 御中

誠栄監査法人

代表社員 公認会計士 田村 和己
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森本 晃一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターアクションの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクションの平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成23年5月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成23年8月25日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。